

相談員、相談窓口

ハラスメントにあったときは、「恥ずかしい」、「自分がわるいのではないか」、「仕返しがあるのではないか」と一人で悩んだりせずに、親しい人や信頼できる人に相談するか、「相談員」に相談してください。

相談員

在学生・教職員限定サイト「N-COMPASS」のリンク集にある「ハラスメント相談員・受付窓口」を見て、相談を申し込んでください。

相談員が不在のとき、連絡が取れないとき、誰に相談して良いかわからないとき

相談受付窓口は相談員への取り次ぎを行います。このとき、相談員の中から希望する相談員を指名することもできます。

相談受付窓口：学務課、総務課

利用方法：氏名、連絡先等を記載したものを封筒に入れて窓口提出してください。窓口から相談員へ迅速に取り次ぎます。

電話の場合は代表電話：025-266-0127 に連絡し、希望の相談員や相談受付窓口等をお伝え下さい。

※相談者のプライバシーは厳守します。

※相談は、どの窓口でも受け付けます。申し込みやすいところで行ってください。

※相談受付窓口では具体的な相談に応じていません。



新潟青陵大学・短期大学部におけるハラスメント防止ガイドラインはこちらからご覧いただけます。(PDF形式)

STOP!

ハラスメント

加害者・被害者にならないために



新潟青陵大学
新潟青陵大学短期大学部

ハラスメントを防止する目的

- ・新潟青陵大学・短期大学部は、ここで学ぶ学生、働く教職員が安心して生き生きと毎日過ごすことを願っています。そのためにはハラスメント(いやがらせ)のないキャンパスを実現するよう環境を整える必要があります。
- ・ハラスメントは、人権を侵害し、個人の尊厳を損ねる行為です。ハラスメントによって憂うつな気持ちになったり、学ぶ意欲・働く意欲が低下したり、周囲の人に抱く不信感 は心身に重大な影響を与えます。
- ・本学では、ハラスメントのないキャンパスを目指し、問題が生じたときに対応するための相談員、相談窓口、および解決に関わる対策を整えています。

あなたの周りで こんなことが起きていませんか？

ハラスメントには次のようなものがあります。また単独で当てはまるものだけでなく、複合的な要素で構成されるハラスメントもあります。

セクシャル・ハラスメント

- ・身体や下着のサイズを聞く
- ・容姿、服装に関してからかったり、性的な発言をする
- ・身体をじろじろ上から下まで見る
- ・性的な経験や交際経験を話すように強要される
- ・「男・女のくせに」などと発言する
- ・性的指向について侮辱したり、噂話の対象とする

パワー・ハラスメント

- ・正当な理由がないのに職務上必要な指導をしない
- ・相手の人格を侮辱するような内容をSNSに投稿する

アカデミック・ハラスメント

- ・正当な理由がないのに研究や教育上の指導をしない
- ・指導をして欲しいと連絡したが、何度も放置する
- ・相談したいことがあって連絡したが、長期間返信がない
- ・プライベートな用事を学生にさせる
- ・教職員から長時間叱責される
- ・教職員、サークルのメンバーなどから無視される
- ・他の人が見ている前で、能力不足を指摘される
- ・特定の学生に対して侮辱的、差別的態度をとる

その他のハラスメント

- ・飲酒を強要される
- ・部活やサークルを辞めたくても辞められない

指導する立場にある人は

- ・自分の発言が相手に与える影響を自覚しましょう
- ・相手の人格を尊重した態度をとりましょう
- ・お互いに気持ち良く過ごせるように言動・態度に注意を払いましょう

「これってハラスメント？」って思ったら

- ・嫌なことは意思表示しましょう
- ・悩んだり我慢せずに相談員、相談窓口を活用しましょう
- ・記録(いつ、どこで、どんな)を残しましょう
- ・同席していた人にも証言してもらえるように協力をお願いしましょう

相談・解決の流れ

一番相談しやすい相談員を選んでください。相談員は、性別に配慮して構成されており、氏名、連絡先等は、N-COMPASSのリンク集に掲載しています。

相談員は、あなたの悩みを親身になって聞き、今後取るべき方法を一緒に考え、あなたの意思決定を支援します。必要に応じてカウンセラーを紹介するなど、あなたの精神的バックアップに努めます。

あなたの名誉やプライバシーは厳守されます。また、相談したことによる大学からの不利益は一切ありませんので、安心して相談してください。

相談について

- ・相談は、原則として直接対面で行います。ただし、事情によっては、電話や電子メールでも相談できます。
- ・相談は、匿名でも受け付けています。
- ・相談は、ハラスメントの直接の被害者だけでなく、ハラスメント被害者から相談を受けた方や、ハラスメント行為を目撃した方も行うことができます。
- ・ハラスメントかどうか自分では判断できないときも相談できます。

解決方法

相談員との相談だけでは問題の解決に至らない場合には、ハラスメント防止委員会に対して、「調整」・「調停」・「調査」の3つの解決手続のうちいずれかを求める申立てを行うことができます。申立ての受理・不受理はハラスメント防止委員会が審議します。

調 整：当事者の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ります。

調 停：当事者同士の話し合い、または調停案の提示により解決を図ります。

調 査：上記の方法では解決が困難なとき、

ハラスメント調査委員会を設置します。事実関係を調査し、被害者の救済、加害者の措置について決定します。

